

異常があればすぐ届出を

高病原性 鳥インフルエンザ

平成16年1月12日、我が国で鶏の高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに発生しました。日本のほか、昨年12月から本年1月までに、韓国、中国、台湾、ベトナム、ラオス、タイ、カンボジア、インドネシア、パキスタンでも発生しています。

鳥インフルエンザウイルスは、鴨などの渡り鳥が持ち込むことが多く、鳥の腸内で増殖するため、糞から湖沼、川などが汚染され、飲み水などを介し他の野鳥等に伝播します。このウイルスのうち、家きんへの感染性、病原性の高まったものが高病原性鳥インフルエンザで、野鳥だけではなく、輸送箱、車、ヒトなどを介して伝染し、鶏、あひる、七面鳥、うずらなどの家きんにとっては、伝染力の非常に強い悪性の家畜伝染病です。

このため、防疫活動は、生産者、関係団体、行政が一体となって取り組むことが重要です。特に、初動防疫の善し悪しが流行防止の成否を決めます。

飼養家きんの健康観察を入念に行い、異常があれば、すぐ届け出て、役所の検査にご協力をお願いいたします。

皆さんの飼養家さんに、

死亡羽数の増加、産卵率の低下、せき、
くしゃみなどの呼吸器症状、食欲や飲水欲
の減退、顔面、肉冠、肉垂、脚の浮腫と
チアノーゼなどの異常があれば、



急に沈うつ・すぐ死亡。外見上病変なし。(山口県提供)



顔面の浮腫 (動物衛生研究所提供)



肉冠の出血 (動物衛生研究所提供)



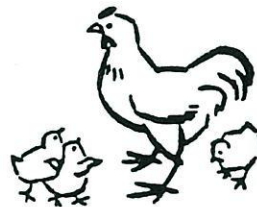
脚の皮下出血 (動物衛生研究所提供)

すぐ、もよりの**家畜保健衛生所**か
役場あるいは
かかりつけの獣医師まで
連絡してください。

また、次のことを徹底しましょう。

- 農場、畜舎の出入りを規制すること
- 車、作業服、長靴、輸送箱などの消毒を十分行うこと
- 野鳥の出入り防止策をとること
- 畜産関係者は、発生国への農場視察旅行などを避けること
- 高病原性鳥インフルエンザの病鳥に近距離で接触した場合などに、ヒトに感染する事例が稀にありますので、農場作業員、その家族の方は、健康状態に留意し、発熱などの体調に異常があった場合は医師の診療を受けること

なお、食品としての家きんの卵、肉を食べることによって、ヒトが鳥インフルエンザに感染した例は、世界的にありません。



社団法人 全国家畜畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-9 緬羊会館 TEL 03-3833-3861